

議案第7号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例及び鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例及び鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年6月9日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例及び鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

（鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第1条 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----------------------------------|----|--------|-----|---------|-----|---|--|--|----|----|---------|-----|---|--|
| <p>(設置)</p> <p>第2条 スポーツを振興し、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため、鳥取県営社会体育施設（以下「社会体育施設」という。）を次のとおり設置する。</p> <table border="1" data-bbox="596 1144 823 1939"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米子アリーナ</td> <td>米子市</td> </tr> <tr> <td>鳥取県立武道館</td> <td>米子市</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | 米子アリーナ | 米子市 | 鳥取県立武道館 | 米子市 | 略 | | <p>(設置)</p> <p>第2条 スポーツを振興し、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため、鳥取県営社会体育施設（以下「社会体育施設」という。）を次のとおり設置する。</p> <table border="1" data-bbox="596 282 823 1077"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県立武道館</td> <td>米子市</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | 鳥取県立武道館 | 米子市 | 略 | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | |
| 米子アリーナ | 米子市 | | | | | | | | | | | | | | |
| 鳥取県立武道館 | 米子市 | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | |
| 鳥取県立武道館 | 米子市 | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正)</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第2条 鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第1号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>改 正 後</p> <p>(指定管理者の管理の期間)</p> | <p>改 正 前</p> <p>(指定管理者の管理の期間)</p> | | | | | | | | | | | | | | |

第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から5年間（鳥取県立米子産業体育館に係る業務を行う期間にあつては、3年間）とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して5年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例（以下「新産業体育館条例」という。）第4条の規定は、第2条の規定の施行の日以後に新産業体育館条例第3条の規定により指定される指定管理者に係る管理の期間について適用し、同日前に指定された指定管理者に係る管理の期間については、なお従前の例による。